

支援者・関係機関のための ヤングケアラー支援 ガイドブック



岐阜市子ども・若者総合支援センター

“エールぎふ”

はじめに

このガイドブックは、子ども・若者の支援者、関係機関(学校、福祉サービス事業者、地域の民生・児童委員や支援団体等の方)を対象としています。

令和6年6月12日公布・施行された「子ども・子育て支援法等の一部改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーは「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」と法的に定義されました。

年齢は、概ね30歳未満中心としているが、状況に応じて39歳までの者も対象とした。

※定義中の「過度に」とは、**子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかたりすることによって、負担が重い状態になっていること。**

※エールぎふでは、**20歳までの子ども・若者を対象に支援をしています。**

1 ヤングケアラーの理解について

① ヤングケアラーが行っていることってどんなこと？



障がいや病気の
ある家族に代わり、買
い物・料理・掃除・
洗濯などの家事を
している。



家族に代わり、幼
い兄弟の世話をし
ている。



障がいや病気のあ
る兄弟の世話や見
守りをしている。



目の離せない家族
の見守りや声がけ
などの気遣いをし
ている。



日本語が第一言語
ではない家族や障
がいのある家族の
ために通訳をして
いる。



家計を支えるために
労働をして、障がい
や病気の家族を
助けている。



アルコール・薬物・ギ
ャンブル問題を抱え
る家族に対応してい
る。



がん・難病・精神疾
患など慢性的な病
気の家族の看病を
している。



障がいや病気のあ
る家族の身の回りの
世話をしている。



障がいや病気のあ
る家族の入浴やトイレの
介助をしてい
る。

出典:子ども家庭庁ホームページ

現在置かれている子どもの状況から、「ヤングケアラーかもしれない…」という視点で、見過ごすことなく話を聞き、見守っていくことが大切です。

ヤングケアラーとは、具体的には、家族にケアを要する人がいる場合、大人がするような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に引き受け行っている子ども・若者のことを言います。

ヤングケアラーと判断するだけでなく、現時点ではそのような状況に置かれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・介入の考え方も重要です。

大切なことは、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握し、本人からしっかりと話を聞いた上でその子どもの置かれている状況を理解し、それを踏まえて必要な支援は何かを検討することです。

ケアによって、やりたいけどできていないこと

宿題や勉強

自分の時間
をもつ

十分な睡眠

友人と遊ぶ
こと

子どもの、年齢や成熟度に見合わない過度な負担がかかると……

- ・心身の健康が保持・増進されない
- ・学習面での遅れや進路の幅が狭まり、進学や就労に影響がでる
- ・子どもらしく情緒的な関わりができず、年齢相応に自身の将来について考えることができないなどの可能性がある

状況が長引いていくと、「家族に負担をかけてはいけない」と考え……

- ・自分の思いを言えなくなる
- ・将来の希望をあきらめてしまう
- ・自身の自立が遅れたり、できなくなる可能性もある

年齢が上がるにつれて、人間関係の形成、社会性の構築や学業など「成長過程の中でやるべきこと」が増えますが、同時に心身の成長とともに子どもができるケアも増えていくため、状況によって家族などから介護力として期待されることがあります。そのため支援者側は、本人のライフステージの変化に合わせたケアの影響を理解することが必要となります。

「ケア」と「お手伝い」の違い

家事や買い物と聞くと「それはお手伝いでしょ？」と考えるかもしれませんが、ヤングケアラーのケアは、

- ① 年齢や成長に見合わない負担・責任を負う
- ② 日常生活に支障をきたすほど長時間にわたる

ものであり、

相手の生命・生活・健康を支えるケアは「お手伝い」という言葉で収まるものではありません。

2 ヤングケアラーの支援を行うときに大切にしたいこと

【基本的な考え方】

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。支援にあたっては、そのケースに応じて、障がい福祉部門、子どもが通う学校など、それぞれの専門領域から関わっていくこととなります。

「ヤングケアラーに対して特別な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はなく、各機関・部署の担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることを考えることが大切です。そして、既存の支援をケースごとに組み合わせるためには複数の関係機関による連携が重要となります。

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、多機関が連携して支援を行う際の支援のあり方・姿勢として、連携支援10か条を定めています。

<連携支援10か条>

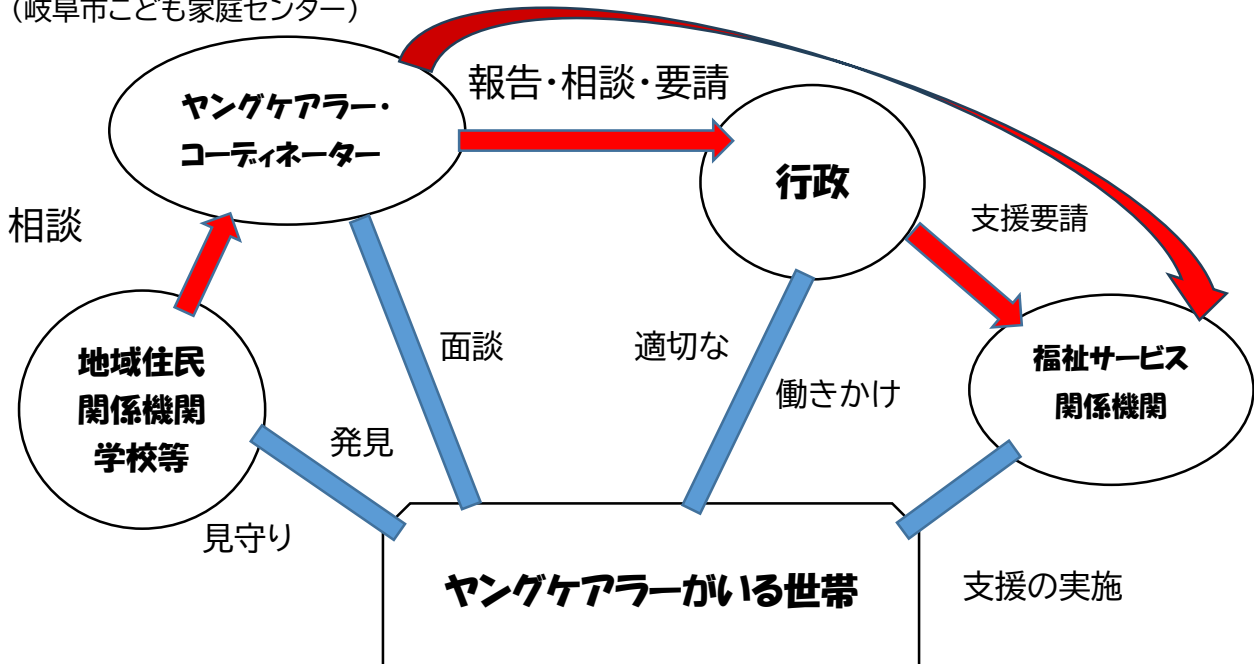
- 1 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 2 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 3 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 4 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 5 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押し付け合いをせずに明らかにすること
- 6 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 7 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 8 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 9 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 10 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出典:令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援のあり方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルより

3 ヤングケアラー支援の流れ

ヤングケアラーを見つけ、相談・連絡するところは「岐阜市子ども・若者総合支援センター（岐阜市こども家庭センター）」です。必要な支援が行われるように、ヤングケアラー・コーディネーターが関係機関との連絡調整を行います。相談した人のプライバシーは保護されます

岐阜市子ども・若者総合支援センター（TEL:058-269-1321）
（岐阜市こども家庭センター）



4 ヤングケアラーを見守るときに大切なこと

① 「あなたはヤングケアラーだよ」と決めつけない

家族の世話をしている当事者は、自分をヤングケアラーと認識していないことが多いです。その家族も同じです。まずは「大変なことはないか」「困っていることはないか」と相手に寄り添い話を聞きましょう。そのうえで、困った時には相談できる窓口があること、様々な支援を受けられることを知らせましょう。

② ケアしていることを否定しない

ケアすることが当たり前だと思っていて、周囲の期待に応えようとしている当事者もいます。やっていることを否定したり、過度にほめたりするのではなく、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。そして、いつでも助けを求めてよいことや、自分の人生を生きてよいことを伝え、ほかの選択肢もあると示すことで、まわりの声を受け入れられるようになることが望ましいです。

③ プライバシーを守る

本人がヤングケアラーだと認識していても、支援を受けることへの抵抗感や恥じらい、家族の状況をまわりに知られたくないという気持ちがあるかもしれません。聞いた話は口外せず、本人や家族のプライバシーを守ることが第一です。

5 想定されるケースと、利用の可能性がある福祉サービス等

	ケース例	具体的場面(できること)	利用可能性のある福祉サービス、相談先等
1	多子世帯等でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	保育の提供、放課後活動など	子1～子9 他4
2	ヤングケアラーに向けて日常生活の支援をする場合	家事支援、フードバンク活用、行政手続き同行など	他8
3	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	服薬管理、通院の送り迎え、訪問による支援など	高3、高5、高15～高17、 障9、障10、障14～障16、 障26～障37、他3、他4
4	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人のひきこもりについての相談が必要な場合	社会復帰に向けた相談など	他1 他7、他8
5	家族の心配事を相談したい場合	家族が抱える複合的な困難をサポート	他5、他6、他8
6	ヤングケアラー本人の負担の軽減が必要な場合	居場所提供、一時的に家族を預けたいなど	子1～子5、子7～子9、高 10、障16、障28、他8
7	ヤングケアラーがケアする対象者が高齢者の場合	認知症の相談、介護を手伝ってほしい、家族の手を休めたいなど	高1～高11、高18～高 22
8	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	どのような支援があるのか知りたい、家族のからだを休めたいなど	障1～障40
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に依存症へのケアが必要な場合	アルコール、薬物、ギャンブルなど	他2
10	ひとり親世帯の子育て支援について知りたい場合	経済的に苦しい、就労支援など	子10～子13 生1～生3
11	経済的支援が必要な場合	家計を支えるため放課後に働いているなど	子10～子13 生1～生3
12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	保護者の社会活動に子どもを同行させている場合など	話1～話2
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	同上	話3～話4
14	ヤングケアラー自らの相談について窓口を知りたい場合	家族の世話で自分の時間が持てないなど	他8
15	学習支援が必要な場合	ひとり親世帯、困窮世帯など	子7、子8

(子) 子どもがいる家庭への支援

●岐阜市親と子のハンドブックぶらあ【市HP】1003629



I 日常生活の支援

☆一時的に子どもを預かる☆

		【内容】	【問い合わせ】
子1	保育所(園)・認定こども園などの利用 【市HP】 1012413	保護者が働いていて、病気等のために保育が必要なお子さんを保護者に代わって保育する	子ども保育課 058-214-2143
子2	一時預かり 【市HP】 1003610	仕事の都合、通院や治療、看護、学習、冠婚葬祭などで、育児を伴う心理的・身体的な負担を解消するため、一時的に保育できない時に預かる(月14日以内)	子ども保育課 058-214-2143
子3	子育て短期支援事業ショートステイ 【市HP】 1010006	保護者が疾病、出産、冠婚葬祭などにより児童の養育が困難な場合、児童養護施設等で一時的に預かる(7日以内)	子ども支援課 058-214-2396
子4	子育て短期支援事業トワイライトステイ 【市HP】 1010006	保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を、児童養護施設等で一時的に預かる	子ども支援課 058-214-2396
子5	放課後児童クラブ 【市HP】 1003615	下校後及び夏休みなど長期休暇期間中に、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、健全育成がはかれる場所を提供する	社会・青少年教育課 058-214-2368

☆妊娠・出産・子育てに関すること☆

		【内容】	【問い合わせ】
子6	妊娠・出産・子育て専門窓口 【市HP】 1003567	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、保健センター内にこども家庭センター各保健センター窓口を設置し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師が面談や電話により様々な相談に応じています。	こども家庭センター窓口 中保健センター 058-214-6631 南保健センター 058-271-8130 北保健センター 058-233-3116

☆子どもの居場所支援や家事支援☆

【内容】

【問い合わせ】

子7	ひとり親家庭への 子どもの生活・学 習支援 【市HP】 1003625	ひとり親家庭の小・中学生(概ね小学4年生 から中学1年生)を対象に大学生等ボランティ アが家庭に訪問して学習習慣などの定着など の支援を行います。	子ども支援課 058-214-239 6
子8	子ども食堂 【市HP】 1003642	地域のつながりを活かし、こども、子育て世帯 などへ食事提供や学習支援する	子ども政策課 058-214-2397
子9	家事支援 【市HP】 1011913	ヤングケアラーが担う家事の負担軽減を図る	子ども・若者総合支援センタ ー“エールぎふ” 058-269-1321

Ⅱ ひとり親家庭への支援

●ひとり親家庭等ガイドブック 【市HP】1003629



☆経済的支援☆

【内容】

【問い合わせ】

子10	児童扶養手当 【市HP】 1003624	ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を 促進するために支給される手当	子ども支援課 058-214-2146
子11	ひとり親家庭等医 療費助成 【市HP】 1004519	ひとり親等が病気やケガで健康保険証等 を使って病院で治療を受けたり、薬をもら った時に、窓口で支払う医療費の自己負担 分を助成する制度	福祉医療課 058-214-2127
子12	母子家庭等自立支 援給付金事業 【市HP】 1003623	親が就労に必要な資格などを取得するた め、講座の受講や養成機関での修業などを する場合、給付金を支援する	子ども支援課 058-214-2396
子13	母子父子寡婦福祉 資金 【市HP】 1003620	ひとり親家庭等の経済的自立と養育され ている児童の福祉の増進を図るための貸 付金	子ども支援課 058-214-2396

(高) 高齢者のための支援

●高齢者福祉ガイドブック【市 HP】1004557



		【内容】	【問い合わせ】
高1	地域包括支援センター 【市 HP】 1018061	高齢者に対して様々な面で支援を行うための総合相談機関	高齢福祉課 058-214-2090

(介) 介護保険サービスの利用

●ぎふ市の介護保険パンフレット【市 HP】1004814



		【内容】	【問い合わせ】
高2	介護保険課介護認定係 【市 HP】 1004813	介護保険のサービスを利用するには、介護が必要な状態であることの認定を受けることが必要です	介護保険課 058-214-2089

介護についての連絡はこちらへ ↑

☆自宅で利用するサービス☆【市 HP】1004816

【内容】

高3	訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排泄・食事の世話等の「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受ける
高4	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受ける
高5	訪問看護	医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診察の補助を受ける
高6	訪問リハビリテーション	事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受ける
高7	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う

☆施設に通って利用するサービス☆【市 HP】1004816 【内容】

高8	通所サービス(デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できる
高9	通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所などで食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを行う

☆短期間施設に泊まるサービス☆【市 HP】1004816 【内容】

高10	短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)	短期間介護老人福祉施設などに宿泊して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う
高11	特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受ける

☆生活環境を整えるサービス☆【市 HP】1004816 【内容】

高12	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができる
高13	特定福祉用具購入	腰掛便座や簡易浴槽、入浴補助用具など県から指定を受けた事業者から購入した時、購入費が支給される
高14	住宅改修費支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給される

☆施設へ入居する方へのサービス(施設サービス)☆【市 HP】1004816 【内容】

高15	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設
高16	介護老人保健施設(老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設
高17	介護医療院	医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられる施設

☆自宅で利用するサービス(地域密着型サービス)☆【市 HP】1004816 【内容】

高18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報などにより、介護や看護、緊急時の対応などを受ける
高19	夜間対応型訪問介護	定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受ける

☆施設に通って利用するサービス(地域密着型サービス)☆【市 HP】1004816 【内容】

高20	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられる
高21	認知症対応型通所介護	認知症の人が食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受ける
高22	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受ける

その他・・・看護小規模多機能型居宅介護、認知症型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等があります

(障) 障害福祉サービスの利用

●福祉援護の手引き 障害者の明日のために【市 HP】1004653



☆障害等に関する相談☆【市 HP】1004676 【内容】

【問い合わせ】

障1	身体障がい、知的障がい 障がい福祉課相談窓口	身体障がい、知的障がいに関する相談や障害福祉サービスに関する相談	障がい福祉課相談係 058-214-2572
障2	精神保健相談窓口 難病相談窓口	精神保健、精神障がいの方の福祉及び難病に関する相談	地域保健課 058-252-7191 中保健センター 058-214-6630 南保健センター 058-271-8010 北保健センター 058-232-7681
障3	基幹相談支援事業	障がいのある方、保護者または介護を行うなどの総合的、専門的な相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援を行う	基幹相談支援サテライトクロス 058-213-0525 うかい 058-293-1150 ふなぶせ 058-244-2777 ふなぶせ南 058-201-3111 住んでいる地域によって担当サテライトが違います
障4	高度専門分野相談支援事業	医療的ケア児・者、重症心身障がい児・者、強度行動障がい児・者、その家族の方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う	リトル☆スター 058-255-3031 はなみずき苑指定相談支援事業所 058-241-5221

障5	児童発達支援センター	子どもの障がいや発達についての相談や療育等を行います。児童発達支援センターに通うお子さんに限らず、「ことば、聞こえ、運動、社会性」などの発達に心配のあるお子さんや、障がいのあるお子さんの保護者からの総合的・専門的な相談に応じる	岐阜市立恵光学園 058-232-4551 みやこ園 058-252-0460 岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家 058-294-5757 岐阜県立希望ヶ丘こども医療福祉センター きらり 058-201-0087
障6	岐阜市障害者生活支援センター	障がいのある方で地域で生き生きとした生活を送るためにさまざまな助言、申請のお手伝い等、総合的な相談に応じる	岐阜市民福祉活動センター1階 058-254-9204
障7	身体障害者相談員	原則として身体障がい者の方が相談員となって、身体障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる	障がい福祉課 058-214-2572
障8	知的障害者相談員	原則として知的障がい者の保護者の方が相談員となって、知的障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる	障がい福祉課 058-214-2572

☆訪問系サービス☆【市 HP】1004701

【内容】

【対象区分等】

障9	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、家事援助や身体介護を行います。また、通院の際にヘルパーが付き添います	区分:1以上 注:通院等介助(身体介助あり)は区分2以上で その他条件あり
障10	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は知的障がい等により行動が著しく困難で常に介護の必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う	区分:4以上 他に該当条件あり
障11	行動援護	精神障がい等により、行動が著しく困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う	区分:3以上 注:他に条件あり
障12	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方に対し、外出時において、当該障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う	他に調査項目あり

障 13	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも特に介護の必要性が高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する	区分:6
------	------------	--	------

☆日中活動系サービス☆【市 HP】1004701 【内容】 【対象区分等】

障 14	生活介護	常に介護を必要とする方に、主に日中に施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動・生産活動の機会の提供などを行う	区分:3以上 注:年齢が50歳以上の場合は区分2以上
障 15	療養介護	病院などの施設で、主に日中に機能訓練、療法上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行う	区分:5以上 他に該当条件あり
障 16	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う	区分:1以上

☆訓練・就労系サービス☆【市 HP】1004701 【内容】 【対象区分等】

障 17	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活能力の維持・向上等のための訓練・その他必要な支援を一定期間行う	
障 18	宿泊型自立訓練	日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に、一定期間、居住の場を提供し、生活能力の維持・向上のための訓練等を行う	
障 19	就労移行支援	就労を希望する方で一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場を開拓、就職後における職場への定着のための相談その他の必要な支援を一定期間行う	利用開始時65歳未満 (65歳以上の方はその他の要件に該当する方のみ)
障 20	就労継続支援(A型) 雇用型	一般企業等で雇用されることが困難な方に雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う	利用開始時65歳未満 (65歳以上の方はその他の要件に該当する方のみ)
障 21	就労継続支援(B型) 非雇用型	一般企業等で雇用されることが困難な方や就労に結びつかなかった方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練などを行う	
障 22	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般企業等に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面での課題解決等に向けて必要な支援を行う	

☆	居住系サービス☆	【市 HP】1004701 【内容】	【対象区分等】
障 23	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方へ、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な援助を行う	
障 24	共同生活援助(グループホーム)	地域の共同生活の場において、主に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護、相談、その他の日常生活上の援助を行う	条件等がありますので詳細は担当課へお尋ねください
障 25	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行う	区分:4以上 50歳以上は区分3以上

☆	地域生活支援事業☆	【市 HP】1004702 【内容】	【対象区分等】
障 26	移動支援事業	社会生活を営む上で必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援する	(対象条件あり)
障 27	障害者デイサービス事業	機能訓練、社会適応訓練、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う	(対象条件あり)
障 28	日中一時支援事業	介護を行う方の疾病や休息などの時、一時的な日中の活動の場を提供し、見守り等を行う	(対象条件あり)
障 29	訪問入浴サービス事業	常時介護を必要とする重度障がい者(児)で、医師が入浴を認めた方に、自宅にて入浴支援を行う	(対象条件あり) 医師の意見書必要
障30	小規模通所サービス事業	就労の機会の提供、創作的活動、生産活動、生活訓練、健康管理指導、社会参加訓練等の提供を行う	(対象条件あり)
障31	重度訪問介護利用者大学修学支援事業	重度訪問介護の対象となる方に対し、大学等への通学及び大学等の敷地内において修学するために必要な身体の介護等の支援を提供する	重度訪問介護の対象者であって、大学等において必要な体制がとられている方(他に条件あり)
障32	福祉ホームの運営	現に住所を求めている障がいがある方に、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な方(他に条件あり)
障33	重度障害者等就労支援事業	企業が重度障がいのある方を雇用するにあたり、障害者雇用助成金を活用しても、雇用継続に支障が残る場合や、重度障がいのある方が自営業	重度訪問介護、同行支援又は行動援護の受給者で、週の労働

		者等として働く場合に、通勤や業務等において必要な支援を行う	時間が10時間以上の方(他に条件あり)
--	--	-------------------------------	---------------------

☆障害児通所支援☆【市 HP】1004701

【内容】

【対象区分等】

障34	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う	未就学の障がい児
障35	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのあるため、外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う	重度の障害等により、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児
障36	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、障がい児の放課後等の居場所を提供する	小学校から高校に在籍している障がい児
障37	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の訪問支援を行う	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

☆相談支援事業☆【市 HP】1004676

障38	計画相談支援	・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う ・支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う	・障害福祉サービス利用者(障害児相談利用者を除く)
障39	障害児相談支援	・障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う ・支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う	・障害児通所支援利用者
障40	地域相談支援	・地域移行支援 地域における生活に移行するための活動に関する相談、住居の確保、その他必要な支援を行います ・地域定着支援	・障害者支援施設等に入所している18歳以上の方等 ・障害者支援施設からの退所等により、

		常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行う	一人暮らしに移行した18歳以上の方等
--	--	--	--------------------

(生) 生活を支えるための支援

●生活保護のてびき



☆相談支援☆	【内容】		【問い合わせ】
生1	生活困窮者自立相談支援 【市HP】 71005026	相談支援員が、相談内容に応じて関係機関への案内や支援サービス、制度等を利用できるように手伝いながら、生活が再建するまで支援を行う	生活・就労サポートセンター 058-265-3777

☆給付金☆	【内容】		【問い合わせ】
生2	生活保護 【市HP】 1005022	生活に困っている世帯の状況に応じて生活費や住居費、医療費などの必要な援助を行い、最低限度の生活を保障しながら、1日でも早く自分たちの生活を自分たちで支えられるようにするための手助けを行う	生活福祉課 058-214-2158

☆貸付金☆	【内容】		【問い合わせ】
生3	生活福祉資金 岐阜市社会福祉協議会 	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長を目的とした貸付制度です	岐阜市社会福祉協議会 生活相談課生活相談係 058-253-0294

(話) コミュニケーションのための支援

☆日本語以外を母国語としている方への支援☆	【内容】		【問い合わせ】
話1	外国人生活相談窓口	市政全般、日常生活で生じる問題などを多言語で相談できる	多文化交流プラザ 058-263-1741

	【市HP】 1003544		
話2	日本語教室 【市HP】 2000003	岐阜市にある日本語教室を案内	市内各所

☆聴覚障害がある方への支援☆

		【内容】	【問い合わせ】
話3	手話通訳者の派遣 【市HP】 1004705	聴覚障がい者の社会参加活動の促進のため、意思伝達が困難な場合に、手話通訳者の派遣が受けられる	一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 058-278-1301
話4	要約筆記者の派遣 【市HP】 1004705	聴覚障がい者の意思疎通を支援するため、要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣が受けられる	NPO 法人ぎふ難聴者協会 058-266-0827

(他) その他の相談について

		【内容】	【問い合わせ】
他1	こころの健康相談・訪問 【市HP】 1010511	こころの健康及び病気の相談に応じる相談、訪問、及び社会復帰施設や事業を利用するための調整を行う	岐阜市保健所地域保健課 058-252-7191
他2	依存症相談 【市HP】 1010511	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症の相談に応じています	岐阜市保健所地域保健課 058-252-7191
他3	岐阜市民病院 相談支援センター 	病気に関する医学的な質問や、生活上及び入院上の不安など、様々な相談に対応しています。	岐阜市民病院 相談支援センター 058-251-1101
他4	子どもの発達 乳幼児・学齢期 【市HP】 1011913	子どもの発達が心配、子育てに不安があるなどの悩みについて相談に応じています	子ども・若者総合支援センター “エールぎふ” 058-269-1321
他5	教育相談 【市HP】 1011913	不登校・いじめ・問題行動等、子どもの悩みについての相談に応じています	子ども・若者総合支援センター “エールぎふ” 058-269-1321
他6	特別支援教育 【市HP】 1003950	特別な支援を必要とする子どもや親の相談に応じています	市教委 学校指導課 058-214-7156

他7	ひきこもり相談 【市HP】 1020423	ひきこもりの状態にあり悩んでいる本人、 ご家族などからの相談を受けています	ひきこもり相談室 058-214-3703
他8	ヤングケアラーに 関する相談 【市HP】 1011913	ヤングケアラーとその家族に関するあらゆる 相談ごとに寄り添ったサポートを行う	子ども・若者総合支援センター “エールぎふ” 058-269-1321

令和7年5月制作(第一版)

作成 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

〒500-8813 岐阜市明德町11番地 TEL058-269-1321